



阪神淡路20年—1.17は忘れない— イベントガイド

発行：ひょうご安全の日推進県民会議

ひょうご安全の日推進県民会議では、阪神淡路20年を期に実施される県民各界各層の事業、イベント等を発信しています。ひょうご安全の日助成事業や登録事業に加え、地域の自主防災組織などが取り組む防災訓練等を紹介します。家庭、地域や職場で行われた「減災活動の日」の取組みもご紹介しますので、ぜひ事務局までご連絡ください。

〔イベント報告〕

■ 西播磨フロンティア祭2014で「減災活動の日」をPRしました

4月29日（祝・火）に播磨科学公園都市光都プラザ前芝生広場で開催されたイベントに参加して、「減災」キャンペーンをPRしました。会場では、「減災活動の日」カレンダーやフェニックス共済のチラシを配布したほか、県防災士会から防災訓練等への支援制度の活用を呼びかけました。



■ 高砂市「花と緑とため池フェスティバル」に参加しました

高砂市制60周年事業の一つとして、4月29日に阿弥陀町の市ノ池公園でフェスティバルが開催され、東播磨県民局がフェニックス共済とともに「減災活動の日」キャンペーンの啓発を行いました。はばタンにもPRを手伝ってもらって、来場者のみなさんに減災の取組みへの理解を深めていただきました。



〔お知らせ〕

■ 「減災」キャンペーンの日 のぼりとパンフレットができました

毎月17日は「減災活動の日」です。県民のみなさんも家庭、地域、職場で減災活動に取り組みましょう。ひょうご安全の日推進県民会議でも、講師の派遣や情報の提供などの支援をします。

このたび、カレンダーに加えて、のぼりとパンフレットができましたので、地域のイベントなどで活用していただける場合は、事務局までご連絡ください。



(のぼり)



(パンフレット)

■ 登録事業を募集しています

地域団体やNPO、各種団体、事業者が、阪神淡路20年の趣旨に賛同して実施する事業を「登録」することができます。登録をすれば阪神淡路20年のロゴマークを使っていただけるほか、イベントガイドでの広報などPRのお手伝いをします。詳しくは事務局までご相談ください。



(ロゴマーク)

※様式はひょうご安全の日公式サイトからダウンロードできます

【イベント案内】※ ひょうご安全の日推進事業助成(共同事業)のイベント等を紹介します

■ SUMAあそBOUSAIまなBOUSAI

海の観光地・須磨で観光客や災害時要支援者への対応も含めた防災訓練を実施します

日時：2014年5月11日(日)10:00～

場所：神戸市須磨区若宮小学校(神戸市須磨区若宮町2-1-21)

- 内容：・須磨海浜水族園、国民宿舎シーパル須磨とナナ・ファーム須磨の3カ所と訓練会場をバスで結ぶ避難訓練
- ・舞子高校生など若者による「ゆるキャラと防災〇×クイズ」
- ・消防団員による水消火器・煙避難体験・毛布を使った救助訓練等
- ・防災グッズや地震体験車ゆれるん、緊急車両、白ノイ等の展示



問合せ：須磨オーシャンサービス tel 078-731-6815 Web : <http://asomana.boj.jp/gaiyou.html>

■ 県民フォーラム「今考えよう、災害時医療」～福祉避難所の可能性～

福祉避難所船(災害時救護支援船)の活用等災害時の民間船舶の活用方を考えます

日時：2014年5月17日(土)14:00～

場所：兵庫県医師会館2階大会議室(神戸市中央区磯上通6-1-11)

内容：

○基調講演

- 「阪神淡路大震災で活用した『船』の実態報告」 世良 亘 神戸大学大学院海事科学研究科准教授
- 「被災者支援への船の活用可能性について」 井上 欣三 神戸大学名誉教授
- 「被災者支援を有効にするために」 西村 康稔 内閣府副大臣

○シンポジウム

座長：川島 龍一 兵庫県医師会会長

- シンポジスト：
- 西村 康稔 内閣府副大臣
 - 井上 欣三 神戸大学名誉教授
 - 石井 正三 日本医師会常任理事
 - 太田 稔明 兵庫県健康福祉部長
 - 安藤 昇 国土交通省神戸運輸監理部長
 - 佐々木正美 新日本海フェリー(株)常務取締役

問合せ：兵庫県医師会 第4回県民フォーラム係

tel 078-231-4114 Web : <http://www.hyogo.med.or.jp/>



〔ひょうご安全の日推進会議総会を開催しました〕

阪神・淡路大震災20年の経験と教訓を地域や世代を超えて継承・発信するため、「—1.17は忘れない—『伝える』『備える』『活かす』」をコンセプトに、4月から1年間、県・市町・地域団体・NPO・事業者などにより県内各地で多彩な事業が実施されます。

去る4月17日、その開始を告げるひょうご安全の日推進県民会議総会を構成団体だけでなく、県民の皆さんの参加の下に開催し、毎月17日を「減災活動の日」とすることを決議しました。その概要をご紹介します。



武田副会長からの開会宣言

□ 開会宣言

開会にあたり、武田副会長（(社副)兵庫県社会福祉協議会会長）が、阪神・淡路大震災から20年を迎える節目にあたり、「阪神淡路20年」事業を多くの県民、団体、NPO、企業の参画と協働のもとで実施することを宣言しました。

□ 基調スピーチ

井戸知事が「阪神淡路20年—1.17は忘れない—」と題して、震災からの復興の取組みと20年に向けて取り組む事業の考え方を説明しました。また、室崎益輝兵庫県立大学防災教育センター長から、「災害への備えとしての4つの課題」と題して、災害に備えるには、“災害を正しく学び、正しく恐れ、正しく備える”ことが大切であり、①率先して避難する「みんなで避難」や②コミュニティ備蓄など「互助」の大切さ、③マイプラン(家族・地域・職場毎の防災計画づくり)等コミュニティ防災力向上などの取組みが紹介されました。



室崎センター長の基調スピーチ

□ 関係団体からのメッセージ

県商工会議所連合会の安田常務理事・事務局長がBCP(事業継続計画)の取組みと企業市民として地域と一緒に防災・減災に取り組んでいく意気込み、県連合婦人会の北野会長が自治会・婦人会・老人クラブなどの地域団体と行政と一緒に減災に取り組むことの大切さ、神戸市の広瀬危機管理監・理事が震災の記憶や復興の経験、教訓を継承し、まちの安全・安心を高める都市として震災20年の事業を展開していくことなどのメッセージが寄せられました。

□ 「減災活動の日」の決議

岸谷副会長((公財)兵庫県消防協会会長))が、毎月17日を「減災活動の日」とし、住宅の耐震化・室内安全・備蓄・避難の4つを重点目標として県民、構成団体、事業者など県民総参加で減災活動に取り組むことを呼びかけました。



「減災活動の日」決議文読み上げ

安心を共に育む フェニックス共済



フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)は、阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合い」(共助)の大切さを生かし、兵庫県が条例に基づき実施する「安全」「安心」の制度です。

「住宅再建共済制度」は、平常時から資金を寄せ合い、自然災害の発生時に被災した住宅の円滑な再建のために住宅所有者が相互に支え合うものです。さらに、この8月1日からは「一部損壊特約」制度を開始し、年額500円の上乗せで、一部損壊(損壊割合10%以上)の場合についても給付の対象となります。この機会に是非「住宅再建共済制度」へのご加入をご検討ください。

また、賃貸住宅等にお住まいの方でもご加入いただける「家財再建共済制度」もあります。詳しくは(公財)兵庫県住宅再建共済基金(TEL078-362-9400)までお問い合わせください。



住宅再建共済制度 一平成17年から既に16万戸が加入一

年額5,000円の共済負担金で半壊以上の住宅の再建に対し、最大600万円を給付。

●加入対象者

兵庫県内に住宅(戸建て、分譲マンション、賃貸住宅、社宅等)をお持ちの皆様です。1つの住宅に1つの加入となります。
なお、2世帯住宅で区分所有建物の場合は、それぞれ1戸ずつご加入いただけます。

●共済負担金

加入初年度の共済負担金は、500円×次の3月までの月数(上限5,000円)。継続年度は、年額5,000円。複数年一括支払(初年度+3・5・10年)による割引や、家財再建共済との同時加入による割引があります。

●対象となる住宅

1つの世帯が独立して生活を営む構造を有している住宅です。おおむね専用の玄関、台所、トイレ及び1つ以上の居室のすべてを有している住宅です。

●給付金の申請期間

自然災害が発生した日から原則5年以内です。この間であれば、住まいの再建の各段階に応じた柔軟な給付が受けられます。

●共済給付金

補修・建築・購入前でも補修給付金相当額を一括給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建特給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入	600万円
	全壊で補修	200万円
補修給付金	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※海外での建築・購入の場合は300万円に引き下ろす。
※賃貸住宅等については、その所有者が加入できますが、次の制限があります。
①海外で建築・購入する場合は給付金の支給対象とはなりません。
②居住確保給付金の給付対象とはなりません。
※共済給付金申請時に居住権約書を提出しているかどうかで、補修・建築・購入前でも補修給付金相当額を一括給付します。
※住宅再建共済制度のみ加入では、一部損壊や床上浸水は給付の対象とはなりません。



上乗せ
加入でさらに
安心!



年額500円で補修時等に25万円給付

一部損壊特約 一平成26年8月1日から施行一

年額500円の共済負担金で一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の住宅の補修に対し、25万円を給付。

より多くの被災者の生活基盤の早期回復と被災地域の早期再生を図るため、住宅が半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付できるよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊(損害割合10%以上20%未満)に対し、年額500円の共済負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートします。
※一部損壊特約は8月1日より前にお申し込みいただいた場合でも加入日は8月1日となります。

●加入対象者

上記の住宅再建共済制度加入者のうち希望される方
※住宅再建共済制度へのご加入が必須となります。一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

●共済負担金

加入初年度の共済負担金は、500円×次の3月までの月数(上限500円)。継続年度は年額500円。複数年一括支払加入(初年度+3・5・10年加入)による割引があります。

●共済給付金

給付金の種類	給付対象	給付金額
補修特給付金	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修	25万円
居住確保給付金	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※[対象となる住宅][加入戸数][共済期間の総額][給付金の申請期間]は住宅再建共済制度と同じとなります。

発行

ひょうご安全の日推進県民会議事務局(震災20周年事業担当)
兵庫県防災企画局復興支援課内 TEL078-362-9832 FAX078-362-4459
facebook (<https://www.facebook.com/shinsai20>) Twitter (https://twitter.com/117hyogo_20)